

十一
十二

の 経 利
払 過
込 利
み 子 率

(一) 年一・三パーセント
に 各 募 集 取 扱 機 関 は、払 込 金 額
に 加 え、次 の 算 式 に よ り 算 出
し た 金 額 を 第 十 八 号 に 規 定 す
る 期 日 に 払 い 込 む も の と す
る。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 1.3}{100} \times \frac{51}{365}$$

(二) 発行時において、その利子
に 係 る 所 得 税 が 源 泉 徴 収 さ
れ る も の と し て 振 替 口 座 簿
中 の 口 座 に 記 載 又 は 記 録 さ
れ る も の に つ い て は、前 記
の 算 式 に よ り 算 出 し た 金 額
か ら 当 該 金 額 に 百 分 の 二 十
を 乗 じ た 金 額 (た だ し、当 該
国 債 を 発 行 時 に お い て 取 得
す る 者 が 非 居 住 者 又 は 外 国
法 人 で あ る 場 合 に は、前 記
の 算 式 に よ り 算 出 し た 金 額
に 当 該 非 居 住 者 又 は 外 国 法
人 が 適 用 を 受 け る 所 得 税 の
税 率 を 乗 じ た 金 額) を 控 除 す
る こ と が で き る。

十三
初 期 利 子

平 成 二 十 一 年 六 月 二 十 日 を 支 払
期 と し、次 の 算 式 に よ り 算 出 し
た 金 額 を 支 払 う。た だ し、支 払
期 が 銀 行 休 業 日 に 当 た る と き
は、そ の 翌 営 業 日 に 支 払 う (以
下、次 号 及 び 第 十 五 号 に お い て
規 定 す る 期 日 に つ い て 同 じ)。

$$\text{額面金額} \times \frac{1.3}{100} \times \frac{1}{2}$$

第十四 第二期以後の利子 毎年六月二十日及び十二月二十

十五日 償還期限 利率をその日以前六箇月に属す

十五 償還金額 平成三十年十二月二十日

十八 払込期日 平成二十一年二月九日